

豊橋市教育委員会訓令第1号

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成5年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1（第2条関係）					
	職員の区分	勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教育 政策 課	(略)				
	小・中学校用務員	9:00～16:00	30時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	くすのき特別支援 学校用務員	9:00～16:00 9:00～17:00	31時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	(略)				
保健 給食 課	事務職員	9:00～16:00 9:00～16:30	31時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	南部学校給食共同 調理場長	8:15～15:15 8:15～15:30	31時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	南部学校給食共同 調理場事務職員	<u>9:30～17:00</u> <u>10:00～17:00</u>	31時間	12:00～13:00	日曜日及び土曜日
	西部・東部学校給 食共同調理場職員	<u>7:45～15:30</u> <u>8:15～16:00</u>	<u>2週間につ</u> <u>き60時間45分</u>	12:00～13:00	<u>2週間につき</u> <u>5日</u>

(略)					
美術 博物 館	文化財センター職 員	9 : 00～16 : 00	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜 日
		9 : 00～17 : 00			
科 学 教 育 セ ン タ ー	事務職員	8 : 30～15 : 30	30時間	12 : 00～13 : 00	4 週間につき 8 日
		9 : 00～16 : 00			
		10 : 00～17 : 00			

改正前					
別表第 1 (第 2 条関係)					
職員の区分		勤務時間	週勤務時間	休憩時間	週休日
教 育 政 策 課	(略)				
	小・中学校用務員	9 : 00～16 : 00	30時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜 日
	(略)				
保 健 給 食 課	事務職員	9 : 00～16 : 00	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜 日
		9 : 00～16 : 30			
	南部学校給食共同 調理場職員	<u>8 : 15～15 : 15</u>	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜 日
		<u>8 : 15～15 : 45</u> <u>9 : 30～17 : 00</u> <u>10 : 00～17 : 00</u>			
西部・東部学校給 食共同調理場職員	<u>8 : 15～15 : 15</u>	<u>30時間</u>	12 : 00～13 : 00	<u>日曜日及び土曜 日</u>	
(略)					
美 術 博 物 館	文化財センター職 員	9 : 00～16 : 00	31時間	12 : 00～13 : 00	日曜日及び土曜 日
		9 : 00～17 : 00			

改正後					
別表第 2 (第 3 条関係)					

	職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
教育 政策 課	小・中学校用務員	8：10～16：55	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
	くすのき特別支援 学校用務員	8：10～16：55	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
	(略)			
	(略)			
図書 館	中央図書館職員	8：30～17：15	12：00～13：00	4週間につき8日
		10：30～19：15	13：00～14：00	
	向山図書館職員	8：30～17：15	12：00～13：00	4週間につき8日
		10：30～19：15	13：00～14：00	
	大清水図書館職員	8：30～17：15	12：00～13：00	4週間につき8日
		12：30～21：15	16：00～17：00	
(略)				

改正前				
別表第2（第3条関係）				
	職員の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
教育 政策 課	小・中学校用務員	8：10～16：55	12：00～13：00	日曜日及び土曜日
	(略)			
(略)				
図書 館	中央図書館職員	8：30～17：15	12：00～13：00	4週間につき8日
		10：30～19：15	13：00～14：00	
	配本センター職員	8：30～17：15	12：00～13：00	4週間につき8日
		10：30～19：15	13：00～14：00	
(略)				

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2中図書館の項の改正は、同月4日から施行する。